

# 議第55号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」といいます。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」といいます。）の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

## 2 条例改正の経緯

### (1) 条例改正に係る法及び政令の改正内容

法における規制措置の一つとして、一定規模以上の非住宅建築物については、新築時等に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」といいます。）への適合義務が課されており、建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「省エネ計画」といいます。）を所管行政庁（市長）又は国土交通大臣の登録を受けた判定機関に提出し、省エネ計画が省エネ基準に適合する旨の判定（以下「適合判定」といいます。）を受けなければ、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受けることができないこととされています。

この度の法及び政令の一部改正により、省エネ基準への適合義務が課される非住宅建築物の規模が、床面積の合計が2,000平方メートル以上から300平方メートル以上に変更されました。

### (2) 法及び政令の改正に伴う手数料区分の見直し

法及び政令の一部改正により、床面積の合計が1,000平方メートル未満の非住宅建築物の適合判定の審査件数が大幅に増加することが見込まれるため、各所管行政庁が手数料の額を定めるに当たり参考とするために国が示している適合判定に係る審査所要時間の区分の見直しがされ、これまでの「床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満」の区分が、次のとおり二つに分割されました。

改正前の区分	改正後の区分
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満※	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満

※ 一部改正前の法及び政令の規定では、2,000平方メートル未満の建築物については適合判定は不要ですが、例えば工場と事務所との合築などの場合で適合判定に係る審査手数料の額を算定する必要があるときは、工場、危険物の貯蔵部分等（工場等部分）と、それ以外の事務室等の部分（工場等以外の部分）を区分して算定し、それぞれの額を合算することから、この条例による改正前の呉市手数料条例にも2,000平方メートル未満の手数料の額の算定区分が設けられています。

### 3 条例改正の内容

適合判定に係る審査手数料の額の区分について、呉市の適合判定に係る審査手数料の額については、国が示した審査所要時間を基に算定していることから、国が示した区分に合わせ、非住宅建築物の床面積の合計が「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」としている区分を、「300平方メートル以上1,000平方メートル未満」と「1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満」の二つの区分とし、それぞれ審査手数料の額を定めます。

また、適合判定に係る審査手数料の額の算定方法と同じものを用いている建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等についても、適合判定に係る審査手数料の額の区分と同様に二つの区分に分けて審査手数料の額を定めます。

### 4 手数料の額

新たに設定する区分の審査手数料の額については、国が示した当該審査に係る審査所要時間を基に、呉市における人件費等の状況を勘案して算定した額とします。

### 5 施行期日

令和3年4月1日